

国空機第 1009 号

整理
番号

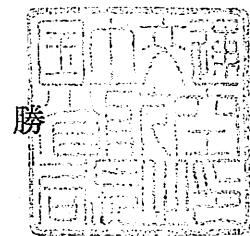
TCD-7812-2011

耐 空 性 改 善 通 報

平成 23 年 2 月 8 日

適用航空機の所有者各位

国土交通省航空局長 本田



1. 第 2 項の航空機又はその装備品等の安全性又は環境適合性を確保するため、第 3 項の整備又は改造作業等の実施が必要であると認められますので通報します。

なお、本通報による検査、修理、交換、改造等が実施されないとときは、航空法第 14 条の 2 第 1 項に基づく整備改造命令を発出し、又は同法第 134 条第 2 項に規定された立入検査を実施のうえ、同法第 14 条の 2 第 2 項の規定により耐空証明の効力を停止し、若しくは有効期間を短縮し、又は同法第 10 条第 3 項（同法第 10 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により指定した事項を変更する場合があります。

また、本通報により実施した作業については、同法第 58 条第 2 項に定めるとおり航空日誌に記載することが求められます。

2. 適用航空機

ディッテル・メステクニック(ウォルター・ディッテル)社製 FSG 2T 型 VHF/AM 送受信機を装備した航空機：送受信機が第 2.1 項～第 2.3 項の全てに該当するもの

- 2.1 部品番号が F10350 であるもの
- 2.2 製造番号(以下「S/N」という。)が 35(X)-05100～35(X)-06462(ただし、353-05172、353-05189、355-05557、355-05696 及び 356-05828 を除く。)であるもの
- 2.3 ディッテル・サービス・プレティン FSG 2T-1.06(以下「SB」という。)を未実施のもの

注 1) S/N 中の「(X)」には 2～9 のいずれかの数字が表示され、それらは送受信機が製造された年(例：3 は 2003 年)を示す。

注 2) 当該送受信機は、耐空類別が飛行機曲技 A、飛行機普通 N、飛行機実用 U、飛行機輸送 C、滑空機曲技 A、滑空機実用 U、動力滑空機曲技 A、動力滑空機実用 U である航空機に装備されている可能性があるが、これらに限られるものではない。

3. 適用項目

VHF/AM 送受信機のキャパシターの取り付けが不適切であることにより、VHF/AM 送受信機が正常に機能しなくなる不具合を防止するため、既に実施した場合を除き、第 3.1 項～第 3.3 項に従うこと。

- 3.1 第 3.1.1 項～第 3.1.3 項のうちいずれか該当する時期までに、SB に従って、キャパシター(C2038)を新品と交換すること。
 - 3.1.1 S/N が 35(X)-05100～35(X)-05550 である送受信機にあっては、本通報発効後 6 ヶ月を超えない時期
 - 3.1.2 S/N が 35(X)-05551～35(X)-06000 である送受信機にあっては、本通報発効後 12 ヶ月を超えない時期
 - 3.1.3 S/N が 35(X)-06001～35(X)-06462 である送受信機にあっては、本通報発効後 18 ヶ月を超えない時期
- 3.2 本通報発効後、SB を実施しない限り、第 2 項に該当する送受信機を新たに

機体に装備してはならない。

3.3 本通報による処置を他の同等な方法で実施する場合には、航空局長の承認が必要である。ただし、EASA AD 2010-0186 に係る同等な方法として EASA の承認を受けている SB 等に従って処置をする実施する場合（運用限界の変更を伴う場合を除く。）には、航空局長の届出でよい。

4. 備考

- 4.1 本通報は、平成 23 年 2 月 22 日から発効する。
- 4.2 本通報は、EASA AD 2010-0186 による。
- 4.3 本通報の送付を受けた者は、参考配布を除き、平成 23 年 3 月 1 日までに、適用項目に関する実施状況を記載した報告書を、地方航空局先任航空機検査官又は空港事務所駐在航空機検査長に提出すること。記載要領、様式及び提出先については、航空機検査業務セキュラー No.3-003 に従うこと。
- 4.4 ディッテル・サービス・ブレティン FSG 2T-1.06 (2010 年 7 月 29 日付け) 及び承認されたその後の改訂版は本件に関するものである。
- 4.5 本通報の送付を受けた者で、当該航空機を所有しているが使用者が異なり、耐空性改善通報を使用者から提出する場合には、直ちに本通報を使用者に回送すること。